



川崎南支部だより

第536号 (令和4年1月発行)

発行者

(公社)神奈川労務安全衛生協会

川崎南支部

川崎区榎町5-13小林ビル101

電話 044-221-9082

FAX 044-221-9083

Ex-ll kawaminami@roaneikyo.or.jp

編集 広報委員会



~今年の干支 トラ
ホワイトタイガー~

撮影 旭化成株式会社 川崎製造所
佐々木 愛佳

新年明けましておめでとうございます

(公社)神奈川労務安全衛生協会

川崎南支部 支部長 山田 恒



令和4年の新しい年を迎えるにあたり、会員の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員各事業所の皆様には、日頃より川崎南支部の運営にご理解、ご尽力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行のなか、2度にわたる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令等により、マスクの着用や三密の回避等継続した感染防止対策が続けられると共に、ワクチン接種も始まり感染者数は劇的に減り、様々な自粛要請も徐々に解除される等明るい兆しも見えてきました。

また、7月から開催された東京オリンピック・パラリンピックでの日本人のメダルラッシュや男子プロゴルフ松山英樹選手のマスターズ・トーナメント優勝、MLBロサンゼルスエンゼルス大谷翔平選手のMVP獲得などスポーツ界からは明るいニュースが多かった年もありました。

一方、日本の経済は、巣ごもり需要は継続し一部の業種では好調であるものの、飲食業や観光業等には、回復するにはまだまだ時間を要すよう思えます。今年から再開される予定であるGoto関連により、個人消費を中心に活発化することが期待されますが、直近(11月現在)の減少した新規感染者数や重症者数を維持していくためには、やはり基本的な感染防止対策を継続させることが必要と考えております。

川崎南支部の労働災害発生状況は、令和3年11月末日現在では、死亡災害3件(前年同月比+2件)と非常に残念な結果であります。被災された方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、休業4日以上の休業災害も490件と昨年同月比に比べ100件増加しており、極めて厳しい状況であると言わざるを得ません。本年は「自分自身も含めた職場の人間に怪我をしない・させない」という信念を持ち、「労働災害ゼロ」を目指し、労働災害防止により一層のご尽力を頂きたくお願い申し上げます。

川崎南支部としましても、関係行政機関のご指導と会員の皆様のお支援を頂きながら、安全衛生管理諸事業が一層効果的に実現できますよう努力してまいります。

最後になりますが、会員の皆様の益々のご繁栄、ご安全、ご健康を祈念し、新年の挨拶とさせて頂きます。

新年を迎えて

川崎南労働基準監督署 署長

黒澤 淳一



令和4年の新春を迎えるにあたり、謹んでお慶びを申し上げます。神奈川労務安全衛生協会川崎南支部の皆さまには、日頃から当署の業務に多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また一昨年から引き続いて、新型コロナウイルス感染防止対策が重要であり、皆様ご苦労されていることと存じます。

令和4年は、大企業は働き方改革4年目、中小企業は3年目を迎え、働き方改革は認知され、取り組みが進んでいると思います。川崎南労働基準監督署では、法定労働条件の確保と労働災害防止、労災補償業務を中心に業務に取り組んでまいります。

過重労働による健康障害防止については、労働時間の上限規制が適用されている事業場で長時間労働が疑われる事業場について指導を行い、労働時間の上限規制が猶予(2024年3月31日まで)されている建設業、自動車運転の業務、医師の分野については、猶予後についての周知と就業環境の改善に取り組んでまいります。

労働災害防止については、令和2年3月に策定された「高齢者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を普及させることで、高齢労働者が安心して安全に働くことができる職場づくりに努めてまいります。令和2年の法令改正により、溶接ヒュームがじん肺法や粉じん障害予防規則の適用対象であるのに加え、特定化学物質障害予防規則の適用対象にもなり、また石綿障害予防規則の改正で解体・改修工事での石綿除去工事の規制が強化されたことについて、周知・指導に取り組んでまいります。

労災補償業務については、労働者災害補償保険法が改正され、複数の会社等に雇用されている労働者の方々への保険給付について、①すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付等を決定、②それぞれ勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価して労災認定できない場合は、すべての勤務先の負荷を総合的に評価して労災認定できるかを判断することとなりました(令和2年9月1日以降から適用)ので、引き続いて適切な給付を行ってまいります。

労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスマント防止措置義務が大企業(令和2年6月1日から措置義務)だけでなく、中小企業は令和4年4月1日から措置義務となります。講ずべき措置について指針が示されておりますので、取り組みをお願いいたします。

厳しい経済環境が続きますが、各種支援策を是非ご活用いただき、雇用の維持、テレワークを含めた労働環境の整備、従業員の新型コロナウイルス感染防止に努めていただきますようお願ひいたします。

今年一年、皆様にとって良い年になりますように、皆様が健康でありますように、祈念いたします。

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ（★）において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、下表Ⅰ～Ⅴの科目（学科4.5時間、実技1.5時間）を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において（★）の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、I、II、Vを省略できます。
- ② （★）の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Iを省略できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、IIIを省略できます。

なお、適用日（2019（平成31）年2月1日）より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範 围	時 間
I 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
II 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
III 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
V 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することができる高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバーの伸び+1m(=6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

※2 ランヤードのフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。

○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

川崎南支部行事予定

開催日	曜日	開催時間	内 容	開催場所	募集人員
令和4年1月18日	火	10：00	安全管理者選任時研修	カルツカワさき	50名
1月19日	水	10：00			
1月21日	金	9：00	フルハーネス出張教育	日本冶金工業㈱川崎双輪荘	30名
1月25日	火	12：45	安全祈願祭	稻毛神社	役員
1月26日	水	9：25	安全管理者能力向上教育	カルツカワさき	50名
1月28日	金	9：00	フルハーネス出張教育	日本冶金工業㈱川崎双輪荘	30名
2月3日	木	13：30	企業における安全配慮義務研修会	カルツカワさき	36名
2月9日	水	9：00	フルハーネス出張教育	日本冶金工業㈱川崎双輪荘	30名
2月10日	木	13：30	健康保持増進研修会	カルツカワさき	50名
2月15日	火	9：45	衛生推進者・安全衛生推進者養成講習会	カルツカワさき	50名
2月16日	水	9：30			
2月17日	木	9：00	フルハーネス出張教育	日本冶金工業㈱川崎双輪荘	30名
3月2日	水	9：35	職長教育	カルツカワさき	50名
3月3日	木	9：15			
3月8日	火	9：25	製造業における職長等の能力向上教育	カルツカワさき	50名
3月14日	月	10：00	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	カルツカワさき	100名
3月15日	火	9：20			

新規加入事業場紹介

2021年11月以降に加入されました事業場は次の通りです。今後のご協力をお願ひいたします。（敬称略）

事 業 場 名	所 在 地	代 表 者 名	会 員 数	電 話 番 号
富士通ネットワークソリューションズ（株）	川崎市幸区大宮町1-5 JR川崎タワー	松本 端午	884	044-742-2763

